１９　情報教育全体計画（益城町立広安西小学校の例）

関係法令等	本校教育目標	児童の実態
○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法 ○学習指導要領 ○熊本県教育振興基本計画 ○熊本県と熊本市の教育振興基本計画	かしこく やさしく たくましい 広安西の子の育成	・ゲーム、スマートフォン等でネットとつながる経験は多いが、情報モラルについては指導が必要である。 ・ＰＣを自己表現の一つとして活用する力が、十分身に付いていない

【ポイント１】
情報教育の目標の３観点に沿って、「本校の情報教育の目標」が記載されています。
○情報活用の実践力
○情報の科学的な理解
○情報社会に参画する態度

【ポイント２】
各学年の重点事項が示されています。また、視聴覚教育、図書館教育についても、情報教育を重要な柱と捉え、計画の中に位置づけてあります。教科等で整理されることも考えられます。

報教
ュータ な操作 の情報 上手に

本校の情報教育の目標

○学習活動の中で課題や目的に応じて情報手段を適切、かつ効果的に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、伝えることができる活動を工夫する。（情報活用の実践力）
○様々な情報手段の特性を理解し、そのよさを知り、情報の内容や使い方を生かす活動を工夫する。（情報の科学的な理解）
○情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、よりよいコミュニケーションを図るための手段として必要な判断力と態度を身に付ける活動を工夫する。（情報社会に参画する態度）

各学年の重点事項

低学年	中学年	高学年
・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用 ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解	・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造 ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解 ・情報モラルの必要性や情報に対する責任	・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達 ・情報を活用するための基礎的な理論や方法の理解 ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

	コンピュータ教育	視聴覚教育	図書館教育
努力点	・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用するマナーや態度についての学習を充実する。	・情報モラルの必要性について理解を図り推進に努める。 ・視聴覚機材の特性を生かし、学習指導に効果的に取り入れる。 ・校内ＬＡＮの機能を十分生かして、情報の共有化を図る。	・読書の楽しさがわかり、進んで本を読み、視野を広め、情報をもとに的確に判断処理しようとする態度を育成する。 ・目的に合った本選びができるようにする。
実践事項	・情報機器の基本的操作 ・プレゼンテーションによる発表 ・インタ	・大型モニターの活用・書画カメラの活用 実	・朝自習での読書（ブックタイム） ・読み聞かせ（PTA との連携） ・学級文庫の活用
環境整備	・パソコ 児童用 ・職員用 ・教育用 ・校内ＬＡＮ	電子黒板 ３２台 １８台 １台	・新刊書の購買

【ポイント３】
児童、家庭、地域の実態を踏まえて、発達段階に応じた情報モラル教育を位置づけてあります。

各教科、道徳、特別活動での利用及び学校・学級掲示板の活用

人権教育